

広島県告示第九百十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定によつて、同条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

平成二十年十一月十日

広島県知事 藤田雄山

一 次の表(い)欄に掲げる学校において、同表(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、当該科目の区分に応じ、それぞれ同表は欄に掲げる年数以上の建築実務の経験（建築士法第十四条第一号から第三号までに規定する建築に関する実務の経験をいう。以下同じ。）を有する者

| (い) | (ろ) | (は) |
|---|--|-----|
| 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校 | 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。） | 一年 |
| 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校 | 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。） | 二年 |
| 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 | 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。） | 〇年 |
| | 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。） | 一年 |
| | 四年 | 二年 |

注 (い)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）においては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学においては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校においては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校においては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校においては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校においては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとす

る。

二 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、当該科目の区分に応じ、それぞれ同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

| 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校 | | (い) | (ろ) | (は) | (に) |
|--|--|--|---|---|--|
| 二年 | 三年 | (ろ) | (は) | (に) | 〇年 |
| 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。) |
| 二年 | 一年 | (に) | (は) | (に) | 〇年 |

注 (い)欄に掲げる科目的単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、当該科目の区分に応じ、それぞれ同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

| 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校 | (い) | (ろ) | (は) | (に) |
|--|--|---|--|--|
| 二年 | 三年 | (ろ) | (は) | (に) |
| 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十卖位」とあるのは「三十卖位」と読み替えるものとする。) | 平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十卖位」とあるのは「三十卖位」と読み替えるものとする。) |
| 二年 | 一年 | (に) | (は) | (に) |

| 学校教育法によ る中学校 | | 一年 | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に 規定する科目 |
|--|----|----|-----------------------------------|
| 一年 | 二年 | 三年 | 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に 規定する科目 |
| 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に 規定する科目（同告示第一各号中「二十単位」とあ るのは「十五単位」と読み替えるものとする。） | 一年 | 二年 | 三年 |
| 平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に 規定する科目（同告示第一各号中「二十単位」とあ るのは「十単位」と読み替えるものとする。） | 五年 | 四年 | 三年 |

注　は欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行う
ものとする。

四　この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に別表い欄に掲げる学校において、
同表の欄に掲げる課程で同表は欄に掲げる修業年限を修めて卒業し、施行日において、当
該課程の区分に応じ、それぞれ同表に欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有しない者
で、施行日以後に、同欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

五　施行日前から引き続き別表い欄に掲げる学校において、同表の欄に掲げる課程に在学し、
施行日において、同表は欄に掲げる修業年数を修めて卒業しない者で、施行日以後に、同
欄に掲げる修業年数を修めて卒業した後、当該課程の区分に応じ、それぞれ同表に欄に掲
げる年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

六　前各号に掲げる者のか、知事が建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識
及び技能を有すると認めるもの

七　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築
設備士

附　則

- 1　この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の
日から施行する。
- 2　施行日前に定めた建築士法第十五条第二号の規定に基づき同条第一号及び第二号と同等
以上の知識及び技能を有する者を定めた告示は、廃止する。

別表

| 建修技術学校 | 建修技術学校 | 校 | 門学校 | 穴吹情報、デザイン専門学 | 穴吹デザイン専門学 | 工業専門課程 | 工業専門課程 | (社)広島建築共同職業訓練協会広島県建築高等職業訓練校 | 穴吹コンピュータ専門学校 | 三次高等技術専門校 | 福山高等技術専門校 | 呉高等技術専門校 | 広島高等技術専門校 | 尾道教室 | 福山高等技術専門校 | 呉高等技術専門校 | 広島建設アカデミー | 進藤建設株高等職業訓練校 | 株栗本組高等職業訓練校 |
|---------|--------|---------|-------|--------------|-------------|----------|----------|-----------------------------|--------------|-----------|----------------------|----------|----------------------|------|-----------|----------|-----------|--------------|-------------|
| 女子住宅設計科 | 建築科 | 女子住宅専攻科 | 建築専攻科 | 建築デザイン学科 | インテリアデザイン学科 | 建築デザイン学科 | 建築デザイン学科 | 建築デザイン学科 | 建築デザイン学科 | 建築科 | 建築科 | 建築科 | 建築科 | 建築科 | 建築科 | 建築科 | 木造建築科 | 鉄筋コンクリート施工科 | 建設科 |
| 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 |
| 二 | 二 | 一 | 一 | ○ | 二 | 二 | 二 | ○ | ○ | 三 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 二 | 三 | 三 |
| | | | | | | | | | 三月 平成一六年 | 一回生卒業 | 有資格者第 三月 平成一一年 | 一回生卒業 | 有資格者第 三月 平成一一年 | | | | | | |

| 福山YMCAGネス専門学校 | | 広島YMCA国際ビジネス専門学校 | | 広島電子専門学校 | | 広島工業大学専門学校 | | 広島工業技術学院 | | 西風新都校 | | 広島工学院専門学校 | | 専門学校広島工学院 | | 校 | |
|---------------|---|------------------|--------|----------|---------|------------|--------|-------------|---------------|-------|-------------|-------------|----------------|------------------|----------------------|---------|-------|
| 工業専門課程 | 部 | 設計製図専門 | 工業専門課程 | 工業専門課程 | 工業専門課程 | 工業専門課程 | 工業専門課程 | 建築工学科 | 建築工学科 | 建築工学科 | 建築工学科 | 建築工学科 | 建築工学科 | 建築工学科 | 工業専門課程 | 工業専門課程 | |
| 建築デザイン科 | | 建築設計科 | 建築設計科 | 建築工学科 | 建築工学科 | 建築グラフィック学科 | 建築工学科 | 建築技術科（建築専攻） | 建築設計科（建築士コース） | 建築工学科 | 建築工学科（昼夜間部） | 建築工学科（昼夜間部） | 建築環境学科（建築士コース） | 建築環境学科（CAD建築コース） | 建築環境学科（リフォームデザインコース） | 建築工学科 | 建築学科 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 一 | 二 | ○ | 二 | ○ | ○ | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 一 |
| | | 三月 | 平成一〇年 | 平成八年三月 | 平成一四年三月 | 有資格者第 | 有資格者第 | 有資格者第 | 有資格者第 | 有資格者第 | 月 | 平成九年三月 | 平成三年三月 | 平成一四年三月 | 平成一一年三月 | 平成一一年三月 | 有資格者第 |

| | |
|-------------------|-------|
| 福山職業能力開発短 期大学校 | |
| | |
| インテリア科 | 室内造形科 |
| 二 | 二 |
| 二 | 二 |
| | |